

「後期高齢者」の終末期医療と刑法

第5回後期高齢者医療の在り方に関する特別委員会

2006年12月12日

上智大学法学研究科 町野朔(法律学)

I 「後期高齢者」の終末期医療と刑法の問題

1. 医療の裁量性と刑事責任
2. 終末期医療と生命の短縮
3. 「刑法の基本概念」の現在の問題

II 基本的視点

1. 医療資源の適切な分、配経済的理由の排除、本人の最善の利益
 - ・日本学術会議・死と医療特別委員会「尊厳死について」(平成6年5月26日)
 - ・日本医師会・第IX次生命倫理懇談会「ふたたび終末期医療についての報告」(平成18年2月)
 - ・医療計画の見直し等に関する検討会「平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画制度の見直しの方向性(中間まとめ)」(平成17年7月27日)
2. 患者の最善の利益とインフォームド・コンセント
 - ・SOL vs. QOL
 - ・*In Dubio Pro Vita?* 「疑わしきは生命の利益に」(川崎協同病院事件横浜地方裁判所判決<平成17年3月25日>)
3. 生命の尊重と「終末期」の概念
 - ・死期の近さの必要性と終末期の類型
 - ・日本学術会議・死と医療特別委員会報告書「延命医療中止の要件」、終末期医療に関する調査検討委員会報告書
 - ・横浜地裁東海大学病院事件判決・川崎協同病院事件判決

III 患者が望む医療と医療の中止

1. 無益な医療?
 - ・横浜地裁: 医学的に無駄な医療を継続する義務は医師にはない。
 - ・医師の配慮義務と患者の最善の利益
2. 終末期医療に関する調査等検討報告書に見る患者の希望
 - ・「最後の療養場所」
 - ・継続を望む医療
3. 終末期医療決定の手続
 - ・決定のデュープロセス
 - ・厚労省「たたき台」